



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

氏名 株式会社浜田
代表取締役 濱田 篤介

複写厳禁

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3 年 4 月 1 日

許可の有効年月日 令和 10 年 3 月 31 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

裏面のとおり
以下余白2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 4 月 1 日 更新許可
令和 4 年 5 月 31 日 変更届出により住所の変更
以下余白5. 積替え許可の有無 有 ・ (無)
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるものに限り、特定有害産業廃棄物を除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物を除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物を除く。）

廃ポリ塩化ビフェニル等（次の①又は②に掲げるものに限る。）

- ① 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
- ② ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（①に掲げるものを除く。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（次の①から④までに掲げるものに限る。）

- ① 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- ② 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（①に掲げるものを除く。）
- ③ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（①に掲げるものを除く。）
- ④ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（①に掲げるものを除く。）

廃石綿等

汚泥（鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7品目 以下余白

